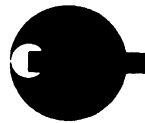


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

《告 示》

○特約業者の指定（税務課）

課

《監査委員公告》

《公 告》

○介護保険法に規定する指定調査機

関の指定（長寿社会課）

《正 誤》

○特定非営利活動法人の設立の認証

の申請（県民生活課）

○公共測量の終了の通知（用地対策

務課）

告 示

奈良県告示第四百十一号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第百十条第一項の規定により、奈良県桜井県税事務所長が次のとおり特約業者を指定した。

平成十八年六月六日

奈良県知事 柿 本 善 也

名 称	代表者の氏 名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の年月日
杉中石油株式	杉中 誠志	宇陀市室生区三本松 三五	平成十八年五月一日

公 告

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十第一項の規定により、指定調査機関を次のとおり指定しました。

平成十八年六月六日

奈良県知事 柿 本 善 也

名 称	住 所	調査事務を行う事務所の所在地	指定年月 日
特定非営利活動法人なら高齢者・障害者権利擁護ネットワーク	奈良市内侍原町八ソメ カワビル二〇二	奈良市内侍原町八ソメ カワビル二〇二	平成十八年五月十五日
特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター	大阪市北区天神橋二丁目 北一一一 八千代ビル 東館九階	奈良市学園朝日町三一九 シティパレス二学 園前二二二	平成十八年五月十五日
奈良県国民健康保険団体連合会	橿原市大久保町三〇二一 一 奈良県市町村会館内	橿原市大久保町三〇二一 一 奈良県市町村会館内	平成十八年五月十五日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十八年六月六日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 申請のあった年月日

平成十八年五月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エコアクション西日本

三 代表者の氏名

尾崎 充典

四 主たる事務所の所在地

香芝市

五 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民に対し環境保全に役立つ省エネルギー及び新エネルギー技術の啓蒙、啓発事業を行い、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課から次のとおり公共測量を終了したことに

ついて通知がありました。

平成十八年六月六日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 測量の目的 公共測量（宮内庁陵墓地形図作成業務に伴う基準点測量他）
- 二 測量の地域 生駒郡斑鳩町大字三井地域
- 三 測量の終了年月日 平成十八年三月三十一日

監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成18年6月6日

奈良県監査委員 大 倉 潔
奈良県監査委員 南 田 昭 典
奈良県監査委員 奥 山 博 康
奈良県監査委員 田 尻 匠

盲学校

監査の結果

臨床実習に係る現金の取扱いについて

（注意事項）

あんま等の臨床実習授業において、実費相当額として特段の根拠もなく現金を受け取り、また、不適正な現金の取扱いが認められた。
今後は適正に事務処理を行うべきである。

措置の内容

徴収の根拠を明確にするため、県教育長定めによる「奈良県立盲学校臨床実習負担金事務取扱要綱」を制定した。（平成18年4月1日施行）

今後は、同要綱に基づき、出納員が現金の取り扱いを行うなど、適正な会計事務処理を行う。

措置結果通知日 平成18年 5月15日

郡山保健所

監査の結果

（1）通勤手当の認定について

（注意事項）

自動車で通勤する職員の通勤手当について、通勤距離の認定を誤ったため、

1件48,000円の過払いが認められた。

適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。

（2）支出科目について

（注意事項）

予算執行において不適正な支出科目による支出が認められた。

今後は、計画的かつ効率的な予算執行を行うとともに、適正な支出科目で支出すべきである。

（3）会計年度誤りについて

（注意事項）

平成16年度で支出すべき役務費を平成17年度で支出していた。

今後は、計画的かつ効率的な予算執行を行うとともに、適正な会計年度で支出すべきである。

措置の内容

（1）通勤手当の認定について

通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、平成18年2月分給与で減額処理を行い、過年度分については平成18年4月7日に本人から返納させた。

今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。

（2）支出科目について

今後は、計画的な予算執行に努めるとともに、支出科目については、適正な科目で支出する。

（3）会計年度誤りについて

今後は、計画的かつ効率的な予算執行を行うとともに、適正な会計年度で支出する。

措置結果通知日 平成18年5月16日

高取国際高等学校

監査の結果

住居手当の認定について

（注意事項）

支給要件の認定を誤ったため、1件 361,200円の過払いが認められた。

適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。

措置の内容

住居手当の認定誤りについては、認定の取り消しを行うとともに、過払いについては、当該年度分は1月分給与で調整した、過年度分については、平成18年4月21日までに本人から返納させた。

今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。

措置結果通知日 平成18年5月18日

正 誤

平成十八年三月三十一日付奈良県公報第六十三号正誤表

ページ	段 行	誤	正
1	下	同法	同令

発 行 奈 良 県 刷 株式会社 春日
奈良市登大路町三〇 奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三三一一〇一 電話 〇七四二一三五七三三〇

【定 価】 一か月 三千四百五十円 一部売り 一枚につき四十五円（共に送料別）

本誌は再生紙を使用しています。